

24DIAMOND GYM 利用規約

(適用範囲)

第1条

・本利用規約は、「24DIAMOND GYM」として運営する女性専用スポーツクラブ（以下「当クラブ」といいます。）

およびそれに派生する運営業務の利用に関し適用されるものとします。

(独立運営)

第2条

・当クラブは独立・自営の女性専用フィットネスクラブであり、当クラブは株式会社 WORLD M が独立して経営する女性専用フィットネスクラブです。当クラブの会員は、当クラブの運営主体が当社にあることを了解した上で、当クラブを利用するものとします。

(会員制度)

第3条

- ・当クラブは会員制とします。
- ・当クラブに入会される方は、本規約を承認し、当社所定の入会申込書・誓約書等を提出しなければなりません。

(入会資格)

第4条

次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。

- ・本利用規約および当クラブの諸規則を遵守できない者
- ・本申込を行なう者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- ・戸籍上（女性）以外で登録されている者、暴力団又は反社会的勢力関係者と当クラブが判断した者
- ・医師等により運動を禁じられている者
- ・伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有している者
- ・その他当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者
- ・妊娠中の運動は負担になりかねます。かかりつけの医師へ相談、診断のもとご利用下さい
- ・18歳未満の者

(会員証)

第5条

- ・会員は、当クラブと入会契約を締結することにより、入会が認められ、当クラブの諸施設を利用する権利が与えられます。
- ・当クラブは会員に対し会員証を交付します。
- ・会員がクラブ諸施設に入る際には、会員証を提示するものとし、会員証を携帯していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- ・会員証は、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。（会員は会員証を第三者に貸与することは出来ません。万一、会員証を貸した場合は除名の対象となりますのでご注意ください。）

- ・会員は、会員証やロッカーキーの紛失、あるいは盗まれた際には、速やかに当クラブにその旨を届けてください。その際、会員は再発行手数料（各 1,080 円）を支払った上、会員証の再発行の手続きをとることができます。

（諸規定の遵守）

第6条

- ・会員は本利用規約（第 25 条により改正されたものを含む）および施設内諸規則その他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。
- ・施設および機器の使用にあたっては記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては、当クラブの説明及び指示に従わなければなりません。
- ・会員は、施設を使用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動も行ってははいけません。会員は他のメンバーもしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニングなどの営業行為を行うことは固く禁じます。
- ・会員は施設の利用時は常に当クラブが定めるドレスコードを遵守します。ジーンズ、あるいはジーンズタイプのステッチ、リベット（びょう）がついてるパンツ、ショートパンツは施設内で着用を禁止します。ゴム草履、及び裸足での施設利用も禁止します。
- ・会員は、当クラブ施設内で大声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他のメンバー、ゲスト、施設スタッフに対する暴力、嫌がらせ等の迷惑行為をすることを禁止します。
- ・当クラブは、会員が施設敷地内で、喫煙（電子タバコ等も含む）飲酒、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。
- ・当クラブ付近での自転車や車の迷惑駐車は、固くお断りします。
- ・当クラブ前でたむろ、大声（携帯電話等の通話も含む）座り込み、ポイ捨て等の近隣住民の迷惑となる行為も禁止します。
- ・ペットや小さいお子様連れでの入館は固くお断りします。

（入会・利用の禁止及び強制退会）

第7条

当クラブは、以下の各項に該当する方の入場の禁止又は退場を命じる事ができます。

- ・大声・奇声を発したり、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者
- ・飲酒等により正常の施設利用が出来ないと認められた者
- ・当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者
- ・妊娠している者

（休会および復帰）

第8条

- ・会員は、疾病、妊娠、その他やむを得ない事由で当クラブを 1 ヶ月以上利用できないと当社が認めた場合は、事前に当社が別に定めた期日までに当社所定の書面により手続きを行った上で、月単位で 1 年で最大 3 ヶ月当クラブを休会する事ができます。
- ・受付は、前月の 10 日までにお手続きをお願いします。
- ・休会する会員は、別に定める休会料（1 ヶ月 1,080 円税込）支払うものとします。

- ・休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後自動的に月単位で当クラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から会費を支払うものとします。

(退会)

第9条

- ・会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、当社が別に定めた期日（前月の10日まで）に、当社所定の書面により手続きを完了しなければなりません。（電話等による申し出は受け付けられません）
- ・会費その他利用料（以下会費等といいます）が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- ・会費等は、退会が月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。
- ・会員が自己都合により会費等を3ヶ月以上滞納した場合は、退会扱いとします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなければなりません。
- ・会員が、その資格を喪失した時には、直ちに会員証を当社に返却しなければなりません。
- ・キャンペーン中のご入会は、無料期間除き6ヶ月以上の利用条件とします。その間の途中解約の場合、利用条件期間の残りの会費を支払わなければなりません。

(諸手続き)

第10条

- ・会員が入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
- ・当社より会員に通知する場合は、会員からの届け出のあった最新の住所あてに行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所あてに通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第11条

1. 当クラブは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、又は当該会員を当クラブから除名する事ができます。
2. 会員・当クラブ従業員に対する迷惑行為及び当クラブ内における宗教活動、営業行為、その他当クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき
3. 規約その他当社の定めた諸規則に違反したとき
4. 会費その他の債務を滞納し、当社からの催促に応じないとき
5. 当クラブの施設・什器を故意又は過失により破損したとき
6. その他、会員としてふさわしくない言動があったと当社が認めたとき
7. 前項に会員資格停止中の会員又は当クラブから除名された会員は、当クラブの施設を使用することが出来ません。なお、会員は、会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
8. 第1項による会員資格停止中の会員又は当クラブから除名されて会員に対しては、当社は会員資格停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分を返還することはいたしません。

(資格喪失)

第 12 条

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- ・退会
- ・死亡または法人の解散
- ・除名
- ・当社の運営上重大な理由により当クラブを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡禁止等)

第 13 条

・当クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません（但し、法人の合併を除くものとします）。

(会費、手数料及び利用料)

第 14 条

- ・会員証発行手数料は、当社が別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。会員証発行手数料は理由の如何を問わずこれを返還しません。
- ・会費は当社が別に定める金額を、当社所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- ・会員には、実際の施設利用の有無に関わらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。

(会費、手数料および利用料等の改定)

第 15 条

- ・当社は、別に定める会費・手数料または使用料等の改定を行うことができます。
- ・前項の改定を行う場合、当社は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。

(営業日および営業時間)

第 16 条

- ・当クラブの営業日及び営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

第 17 条

・当クラブは、当クラブの管理もしくは必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1 週間前までにその旨を告示します。但し気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止される事はありません。

(会員以外の施設の利用)

第 18 条

- ・当クラブは原則として会員が同伴した会員以外の者（以下「ビジター」という）に次の条件で当クラブの施設の利用をさせることができます。但し、特に必要と認めた場合、同伴ビジター以外のビジターの利用を認めることがあります。
- ・会員がビジターの同伴を希望する場合、事前に必ず施設スタッフから書面による承諾を得る必要があります。
- ・ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準じるものとします。但し、当クラブが必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。
- ・ビジターが当クラブを利用するに際し、別に定める利用料の支払いを求めることができます。

(休業)

第 19 条

当クラブは次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- ・気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を困難と認めたとき
- ・施設の点検、補修または改修をするとき
- ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる理由が発生したとき
- ・その他休業を必要と認めるとき

(施設の閉鎖・変更)

第 20 条

当クラブは次の理由により施設の利用の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- ・気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたとき
- ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当社が経営上止むを得ざる事由が発生したとき

(賠償責任)

第 21 条

- ・当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当社及び本部は一切の責任を負わないものとします。会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- ・会員は紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

(解散)

第 22 条

- ・当クラブはやむを得ざる事情の場合には、3ヶ月前に予告をすることにより、当クラブを解散することができます。
- ・解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

- ・当クラブの解散の場合、当クラブは会員に対し、特別な補償は行いません。

(通知予告)

第 23 条

- ・本規約および当クラブの諸事情に関する通知または予告は、当クラブ所定の場所に提示する方法により行います。

(本規約その他の諸規則の改定)

第 24 条

- ・当クラブは、本規約、細則、利用規定、当クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。またその効力は全ての会員に適用されます。

(適用法および専属的合意管轄裁判所)

第 25 条

- ・この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

(個人情報取り扱い)

第 26 条

当クラブは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）等を遵守するとともに、本指針に従い個人情報の適切な管理・保護に努めてまいります。当クラブはお客様の個人情報を、以下の利用目的の範囲内でのみ利用し、これ以外の目的には利用いたしません。

- ・ 24 DIAMOND GYM 全店におけるサービスの受発注、発送、決済及び対応
- ・ 電子メール・LINE 等での案内
- ・ 緊急時その他の必要な連絡
- ・ 犯罪の防止、施設内の安全保持

当クラブは次の場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供・または開示しません。

- ・ 法令に基づく場合

当クラブでは、お客様の個人情報取り扱いに関して適宜見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。これに伴い、本指針が予告なしに変更されることがありますので予めご了承ください。

(正本)

第 27 条

- ・当クラブは、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができるものとします。但し、外国語との対訳形式による規約において、日本語による規約と外国語による規約に不一致がある場合は、日本語版を正本とします。

附則

- ・本規約は 2018 年 4 月 16 日より発行します。

(改訂) 2019 年 4 月 10 日